

○浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金給付事業実施要綱

(令和7年8月8日告示第128号)

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格をはじめ物価高騰の影響を受けて事業継続への負担が生じた中小企業者等に対し、予算の範囲内で浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を給付し、町内での事業継続を支援することについて、物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金制度要綱(令和5年府地創第327号)に基づくほか、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項で規定する各業種における資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数以下の法人格を持つ法人、団体等をいう。
- (2) 個人事業者 個人事業の開業・廃業等届出書(所得税法第229条)又は個人の事業の開始等の報告書を提出し、事業収入のある者をいう。
- (3) 中小企業等 第1号及び第2号に掲げる者並びにその他町長が適当と認める者をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する町内に事業所を有する中小企業等とする。

- (1) 申請日時時点で町内に事業所があり、町内で事業を行っている実態がある中小企業等で、今後も町内で事業継続の意思があること。
- (2) 浪江町税を滞納していない者であること。
- (3) 浪江町暴力団排除条例(平成26年浪江町条例第1号)第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者でないこと。
- (4) 政治団体、宗教上の組織又は団体(法人も含む)ではないこと。
- (5) 給付することが適当でないと町長が判断する者ではないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は1事業者につき50,000円とする。

(申請受付期間)

第5条 支援金の申請受付期間は、令和7年8月18日から令和7年9月30日までとする。

(申請及び給付の方法)

第6条 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浪江町中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」と

いう。)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書又は浪江町税を滞納していないことがわかる書類
- (2) 申請者名義の振込先口座情報のわかる書類
- (3) 町内事業所住所で使用した最新の電気料金の明細書の写し
- (4) 中小企業等であることがわかる以下のアからオまでのいずれかの書類(収受日印もしくは受信完了の印字のあるもの)
 - ア 令和6年分法人税確定申告書別表1の控えの写し
 - イ 令和6年分所得税確定申告書第1表の控えの写し
 - ウ 法人設立届出書の写し(令和7年1月1日以降に事業を開始した場合)
 - エ 個人事業の開業・廃業届出書の控えの写し(令和7年1月1日以降に事業を開始した場合)
 - オ 個人の事業の開始等の報告書の控えの写し(令和7年1月1日以降に事業を開始した場合)

(5) その他町長が必要と認める書類

2 支援金の申請及び給付は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 郵送申請方法(申請者が申請書を郵送により提出し、町長が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方法をいう。)
- (2) 窓口申請方法(申請者が産業振興課窓口へ来庁して申請を行い、町長が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方法をいう。)

3 同一の中小企業等による支援金の申請及びこれに対する給付は1回限りとする。
(給付の決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の給付の諾否を決定し、当該申請者の指定する金融機関の口座に支援金を振り込むことをもって給付の決定通知とする。

2 町長は、前項の審査に当たり必要と認めるときは、前条第1項の規定による申請に係る関係書類の追加提出を求め、又は現地調査等によりその内容に関し調査を行うことができる。

3 町長は、第1項の規定により、支援金の給付を行わないことを決定したときは、その理由を付して申請者に対し通知するものとする。
(給付決定の取消及び返還請求)

第8条 町長は、支援金を給付した後に申請者が要件に該当しないこと又は第6条の規定による申請に虚偽その他不正があったことが判明した場合は、前条第1項の規定による交付決定を取り消し、既に支払った支援金の全部について、期限を定めて返還を請求する。申請者はその請求に応じて返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還請求は、浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金返還請求書(様式第2号)によるものとする。

(支援金の給付等に関する周知)

第9条 町長は、支援金を給付する事業の実施に当たり、中小企業等に対し、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付期間、提出書類等の事業の概要について、町のホームページへの掲載その他の方法による周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 給付対象者が第5条に規定する申請受付期間の末日までに支援金の申請を行わなかったときは、町長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、当該給付対象者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 申請書の不備その他申請者の責に帰すべき事由により令和8年2月27日までに支援金の給付ができなかったときは、申請者が申請書を取り下げたものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 当該支援金は、予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、町長が第3条に規定する要件を満たすと確認した時点で成立し、町長が給付を決定する贈与契約である。

- 2 当該支援金の給付を受けた者は、本町が実施する効果測定アンケートに協力するものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

(この要綱の失効等)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第8条の規定は令和8年3月31日後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金返還請求書

[別紙参照]

浪江町長 吉田 栄光

令和7年度浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金給付申請書兼請求書

令和7年度浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の給付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請（請求）します。

記

1. 申請者

法人名（法人の場合） 屋号（個人の場合）			
フリガナ（氏名のみ）			
代表者役職 氏名			印
本社・本店の住所 （法人の場合）	〒	電話番号	
代表者住所 （個人事業者の場合）			
メールアドレス			
主たる事業内容	□ 個人事業主 □ 中小企業 □ 大企業 □ その他（ ）		
主たる業種 日本標準産業分類	大分類	業種	

2. 町内事業所の所在地

事業所名（支社・支店・店舗名）	住所
	☐ 申請者住所と同じ 〒
事業開始日	年 月 日 浪江町

3. 申請（請求）する額

金50,000円

4. 誓約事項の確認

私は、裏面の誓約事項の内容をよく理解し、内容に相違ないことを誓約します。 ☐ はい

5. 振込先口座

支援金は下記口座へお振込みください。 *債権者コード（ ）

金融機関名		支店名	
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	
口座名義（フリガナ） 「1. 申請者」欄に記載した申請者名義の口座に限る			

6. 添付書類

①	町内に事業所があることがわかるもの	「2. 町内事業所の所在地」で使用している最新の電気料金の明細書の写し
②	浪江町税の滞納がないことがわかるもの	納税証明書、滞納がないことがわかる証明書
③	中小企業であることがわかる書類の写し 個人事業者であることがわかる書類の写し	令和6年分法人税確定申告書別表1の控え（令和7年1月1日以降に事業を開始した場合は、法人設立届出書の写し） 令和6年分所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）（令和7年1月1日以降に事業を開始した場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の控え又は個人の事業の開始等の報告書の控え） ※いずれも収受日印もしくは受信完了の印字のあるものの写し
④	振込先口座を確認できるもの	申請者本人名義（法人名義）の、「5. 振込先口座」記載事項すべてが確認できるものの写し
⑤	その他町長が必要と認める書類	

誓 約 事 項

私は、令和7年度浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の申請にあたり、下記のことを誓約します。

記

1. 申請日までに浪江町内で事業を開始し、申請日時点で倒産、廃業、町外へ移転しておらず、申請日以降も町内で事業を継続する意思があります。
2. 申請内容に虚偽はありません。
3. 申請日時点で浪江町税の滞納はありません。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定による暴力団、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係している民間団体ではありません。
5. 政治団体、宗教上の組織または団体（法人も含む）ではありません。
6. 次に掲げるいずれかに該当する場合は、支援金給付の決定を取り消し、給付した支援金の全部を返還することに同意します。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により、支援金の給付の決定を受けたとき。
 - (2) そのほか、町長が支援金を給付することが不適切であると認めるとき。
7. 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供することはしません。
8. 支援金給付のための審査にあたり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
9. 本町が必要とした場合は、給付申請にかかわる個人情報について、庁内関係課及び福島県警察本部等の他の官公庁へ提供することについて同意します。
10. 給付決定後に申請書に記載したメールアドレス宛に送付するアンケートに協力します。

<希望者のみチェックしてください>



今後、浪江町からの事業者向け支援制度の案内を希望します。
(支援金、補助金、イベント、セミナーのご案内など)

担当 浪江町産業振興課商工労働係 電話 0240-34-0247 (8:30~17:00)

参考 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業の範囲
(右の条件のいずれかを満たすこと)

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
(1) 卸売業	1億円以下	100人以下
(2) サービス業	5,000万円以下	100人以下
(3) 小売業	5,000万円以下	100人以下
(4) 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（(1)～(3)を除く）	3億円以下	300人以下

参考 日本標準産業分類

大分類	業種	大分類2	業種3
大分類A	林業	大分類I	卸売業、小売業
大分類B	漁業	大分類K	不動産業、物品賃貸業
大分類C	鉱業、採石業、砂利採取業	大分類L	学術研究、専門・技術サービス業
大分類D	建設業	大分類M	宿泊業、飲食サービス業
大分類E	製造業	大分類N	生活関連サービス業、娯楽業
大分類F	電気・ガス・熱供給、水道業	大分類O	教育、学習支援
大分類G	情報通信業	大分類P	医療、福祉
大分類H	運輸業、郵便業	大分類R	サービス業(ほかに分類されないもの)

様式第2号(第9条関係)

浪産第 号
令和 年 月 日

浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金返還請求書

様

浪江町長 吉田 栄光

浪江町中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援金給付事業実施要綱第9条の規定により、既に給付した令和7年度浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金について、下記のとおり給付決定を取消し、返還を請求します。

記

- 1 既給付金額（給付日） 50,000 円（令和 年 月 日）
- 2 返還請求する金額 50,000 円
- 3 返還期限 令和 年 月 日
- 4 給付決定の取消及び返還請求を行う理由
- 5 返還方法
納付書による納付

担当 浪江町役場産業振興課商工労働係
電話 0240-34-0247（8：30～17：00）
メール namiel5010@town.namie.lg.jp